

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法第66条の規定により事業の施行について以下のとおり公告します。

令和8年4月17日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業  
京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3  
京都市上下水道局

4 事業施行期間

昭和5年8月11日から令和15年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

令和5年京都府告示第187号の事業地のうち、京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木外9ヶ町の一部、伏見区石田西ノ坪及び石田森西の一部を削る。

(2) 使用の部分

令和5年京都府告示第187号の事業地のうち、京都市左京区大原戸寺町、大原上野町、大原野村町、伏見区葭島金井戸町、小栗栖丸山及び醍醐山ヶ鼻他において、事業地を変更する。

(上下水道局下水道部計画課)